「新たなおおさか農政アクションプラン（案）」に対するご意見と大阪府の考え方について

○募集期間　平成２９年６月２２日（木曜日）から平成２９年７月２１日（金曜日）まで

○提出人数・意見数　４名・４件（うち意見の公表を望まないもの1件）

○ご意見と大阪府の考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | ご意見の全文 | 大阪府の考え方 |
| １ | 都市農地とりわけ市街化区域の生産緑地に関して、２０２２年問題が取りざたされています。  指定後３０年経過を前にして、買取申出が大量にでるのではないかという心配です。  ２０６３ヘクタールあるとされる府内の生産緑地をいかに有効に活用し農業のある街づくりを進めるかが大きな課題となっているのではないでしょうか。  その上で、改正生産緑地法で新たに設けられた「特定生産緑地」にどの程度再指定されるかは、農林部局ばかりではなく、都市計画部局、税務部局の肩に掛かるところが大きいと思う。  市街化区域農地の市民農園等、市民的利用の促進、高齢化した農家の営農支援体制づくり等支援策の強化、緑の都市計画への明確な農地の位置づけ、３００平方メートルに指定規模縮小する条例作り等と共に、関係農家への諸施策の周知徹底「特定生産緑地」の追加指定はないこと、既存の生産緑地のままでは、買取申出は出来ても「相続税の納税猶予」は受けれないこと、固定資産税も課税強化になるであろう事等の情報をいち早く提供することにより、間違いない判断を農家ができる様な働きかけも不可欠であると考える。 | 大阪府においても、生産緑地を有効に活用するなどの方法により、都市と緑･農が共生するまちづくりを進めることが重要と認識しています。  本プラン４３ページにおいて、「生産緑地地区制度の活用・促進に向け、税制措置に関する情報提供、制度の普及に向けた取組みを行います」としています。 |
| ２ | 本区の様な農振地域を持たない改良区では、多面的支払交付金を活用した農地維持活動、資源向上活動により、遊休農地の解消や、学習農園事業の推進するために交付金の継続的十分確保をお願いしたい。 | ご意見として承ります。 |
| ３ | 大阪は都市型農業で、農地が近くにあるのに、府民が農を知る機会が少ない。  近年では、農産物直売所の普及で、府内農産物を見る機会は増えたものの、特に若い消費者に認知されていない現状がある。  今プラン(案)は、府民が農を知る、触れる、食べる機会づくりや、農空間づくり等の促進が含まれており、今後もきっちり対応していただきたい。  また課題となる、生産緑地の平成34年問題や国際水準のＧＡＰの推進などの対応や主要農産物種子法の廃止については、府内の大半が水稲栽培農家であるので、生産者に影響が出ないよう対応していただくことを要望いたします。 | 大阪府においても、より多くの府民の皆さんに農を身近に感じていただき、農を知っていただく機会を充実させることが重要と認識しています。  本プラン２５ページにおいて、「大阪産（もん）や農業・農空間の多面的機能を知り、学ぶ機会の充実と身近な購入場所や飲食店の増加に取り組みます」「農産物直売所の機能を高めることなどにより、生産者との交流や農業体験の場を提供します」「府民のみなさんが、農業・農空間に関する様々な活動に愉しみながら参加できるような環境をつくります。地域の魅力や特性を活かして、農業を中心とした地域づくりを府民のみなさんと共に進めるとともに、農空間を活かした安全安心の確保にも取り組んでいきます」としています。  　なお、ご要望につきましては、ご意見として承ります。 |